采女氏瑩域碑考

三谷芳幸

はじめに

部分に検討を加え、当碑の史料的意義についても考えてみたいと思う。入った利用がためらわれる状況にある。そこで本稿では、釈文の問題はいまだに見解の一致しない部分があり、そのために内容に深く立ちて比較的言及される機会の多い金石文である。ところが、その釈文に采女氏塋域碑は、七~八世紀の墓制や土地制度にかかわる史料とし

一 真拓オリジナルの出現

以降の拓本や記録によって碑文・碑形が伝えられるのみになっている。内に置かれていたが、いまではその原碑は失われ、わずかに江戸時代町春日)の帷子山(カタビラヤマ)から掘り出されて付近の妙見寺境采女氏塋域碑は、河内国石川郡春日村(現在の大阪府南河内郡太子

飛鳥浄原大朝庭大弁

官直大貳采女竹良卿所

請造墓所形浦山地四千

代他人莫上毀木犯穢

傍地也

己丑年十二月廿五日

形浦山の地四千代、他人上りて木を毀ち、傍地を犯し穢すこと莫れ。(飛鳥浄原大朝庭の大弁官、直大貳、采女竹良卿請け造る所の墓所、

己丑年十二月廿五日。)

容の文面が、持統三(六八九)年十二月二十五日の日付で、六行にわに上って木を伐ったり周辺の地を穢したりしてはならない、という内が、形浦山の地四千代をもらいうけて墓所を造ったので、他人はそこ飛鳥浄原大朝庭(天武朝)の大弁官で直大貳の冠位をもつ采女竹良

のである。おり、「墓地を荒させないための立ち入り禁止の標石」というべきもおり、「墓地を荒させないための立ち入り禁止の標石」というべきもことを主眼とするふつうの墓碑ではなく、福山敏男氏が述べられたとたって陰刻されている。これは内容からみて、故人の業績をたたえる

さて、この碑の拓本は、今世紀に入ってから、

- ① 山田孝雄・香取秀真増補『古京遺文』(宝文館、一九一二年)
- ② 木崎愛吉『摂河泉金石文』(宗徳書院、一九一四年)
- ④ 『書道全集 九』(平凡社、一九三〇年)
- 一九八三年)の一九八三年)の一九八三年。

真拓や模拓や摺本に依拠して行われていたのである。 といった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのといった金石文関係の資料集に掲載されてきたが、近江昌司氏はこのである。

っても確かめられた)とともに、碑文についてもわれわれは再検討のは、『大阪府史』に紹介された藤貞幹『集古図』の書き入れの図によ江家旧蔵小杉文庫名品抄』によっており、われわれは同館刊行の『藤理在静岡県立美術館の所蔵になっており、われわれは同館刊行の『藤正五センチほどの圭首形であったことが確認される(圭首形の碑形によったとがなった。近江氏によって③以前のものと判定されたこの真拓は、リジナルが発見され、当碑の研究にまったく新しい資料が追加されるリジナルが発見され、当碑の研究にまったく新しい資料が追加される

二「四千代」か「四十代」か

新たな手がかりを得ることになったのである。

告。 一一大」、行雲龍『日本金石志』、竹内理三『寧楽遺文 下「千」――秋里籬島『河内名所図会』、狩谷棭斎『古京遺文』、近江だけを拾ってみても、その釈文は次のようにまったく二分されている。と読むかで、論者の見解が大きく分かれている。ためしに主要な文献と読むかで、論者の見解が大きく分かれている。ためしに主要な文献当碑の碑文については、三行目の最後の文字を「千」と読むか「十」

金石叢考』(代文献を読む会『古京遺文注釈』、薮田嘉一郎『日本上代代文献を読む会『古京遺文注釈』、薮田嘉一郎『日本上代本崎愛吉『大日本金石史(第四巻(摂河泉金石文)』、上「十」――藤貞幹『好古小録』『六種図考』、山元隠倫『尚古年表』、

「千」説はそれを「千」の字の第一画とみ、「十」説は「十」の字にあ拓本をみると、たしかに当該箇所の上部を斜めに線が走っているが、

いた小杉榲邨旧蔵文書のなかから江戸時代のものと思われる真拓のオ

ところが、一〇年ほどまえに、静岡県の藤江喜重氏宅に所蔵されて

題なのである。 の正なり、 の主である可能性が出てくる。 この一字を「千」 であれば をの之と が「十」であれば 当碑の建てられた 墓所は「四十代」 一八町もの 面積をもつこと が「十」であれば 当碑の建てられた 墓所は「四十代」 一〇・八段とい が「十」であれば 当神の建てられた 墓所は「四十代」 一〇・八段とい が「十」であれば 当神の建てられた 墓所は「四十代」 一〇・八段とい が「十」であれば 当神の建てられた とが述べられたように、 問題の字

そこでまず、新出の真拓にあたって字形そのものを検討してみる必要がある。『小杉文庫名品抄』の写真によって、問題部分の斜め線を、同碑文中の「穢」「代」「他」「傍」にみられるノギへン・ニンベンの同碑文中の「穢」「代」「他」「傍」にみられるノギへン・ニンベンの真では碑面はかなり荒れていて、文字と見紛いかねないキズがあちらこちらについており、問題の字についても、木崎愛吉氏が「正しく十の字にして、石面の泐せるにより、或は千の字のように見ゆるものらし」と述べられたのが、むしろ正しいように思われる。真拓の観察によるかぎり、問題の文字は「十」であるとみるのが妥当であると言えるだろう。

定できる。森氏があげられたふたつの可能性を含めて、以下の四つのケースが想な氏があげられたふたつの可能性を含めて、以下の四つのケースが想ておく必要がある。まず、墓所の面積と被葬者の組み合わせとして、次に、碑文の内容や建碑の環境の面からも、ひととおりの検討をし

a 采女竹良個人の墓所で四千代

采女竹良個人の墓所で四十代

b

采女氏一族の氏墓で四千代

d 采女氏一族の氏墓で四十代

よいだろう。現実問題としてはこれを除外した三つの可能性を念頭に置いておけば現実問題としてはこれを除外した三つの可能性を念頭に置いておけば八段という狭い土地に一族全体の氏墓が収まるとは考えがたいので、このうちdについては、同じ墓への追葬を考慮しても、四十代=○・

羅」「竹羅」などとしてみえる人物で、天武朝に遣新羅大使となり、 墳墓の造作を思わせる「造」という言い方はしないのではないだろう ではなく、氏人たちの墓所をあらかじめ確保するのであれば、個々の ための墓が「造」られたとみる方がよいであろう。竹良本人を葬るの 誌に「営造」とあることを参考にすると、ここでもやはり竹良本人の ないかと思われる。船王後墓誌に「作墓」とあることや、小野毛人墓 とになる)のであれば、墓所を「造」るという表現はとらないのでは 保された(その場合、竹良は氏上として采女氏全体を代表しているこ る。また、かりに当碑の建てられた場所が采女氏全体の氏墓として確 本人を、その墓所の被葬者とみるのがもっとも無理のない考え方であ 考えてみても、当碑に「大弁官直大貳采女竹良卿」と明示された人物 波国造碑や、銘文中に被葬者の個人名を明記した墓誌・骨蔵器の例を ような墓所の標石で、阿波国名方郡の大領粟凡直弟臣の名前を刻む阿 采女竹良個人であると考えるのがもっとも自然であろう。当碑と同じ のがもっとも妥当であると思われる。采女竹良は『日本書紀』に「筑 か。このように考えると、墓所の被葬者は采女竹良個人であるとみる はじめに被葬者の問題であるが、これは碑文を素直に読むかぎり、

碑文の内容をめぐる可能性は、a・bのふたつにしぼられることになてられたと推測されよう。被葬者についての以上の考察が正しければ、なり、当碑の建てられた形浦山の地が墓所として(竹良の遺族に)あははっきりしないが、持統朝に直大貳になったあと同三年までに亡く天武天皇の殯では直大肆の位にあって内命婦の事を誄している。没年天武天皇の殯では直大肆の位にあって内命婦の事を誄している。没年

範囲が墓域に入ることになるのである。

・大二○メートルほどの小丘であるが、「四十代」の場合はほぼその五十二○メートルほどの小丘であるが、「四十代」の場合はほぼそのなる。碑文にみえる「形浦山」は、のちに帷子山(カタビラヤマ)となる。碑文にみえる「形浦山」は、のちに帷子山(カタビラヤマ)となる。碑文にみえる「形浦山」は、のちに帷子山(カタビラヤマ)となる。碑文にみえる「形浦山」は、のちに帷子山(カタビラヤマ)となる。碑文にみえる「形浦山」は、の場合はそれをとりまく広い場合、竹良個人のために八町という広大な兆域が設定されたことにの場合、竹良個人のために八町という広大な兆域が設定されたことになるのである。

を生じてしまう「九十束代」「七十束代」といった地積もみられるので、考察をめぐらし、結論として「四千代」説に与された。その根拠は、とな地積はいくらでも考えられるのであり、「四十代」のような小さな地積はいくらでも考えられるのであり、「四十代」のような小さなた地積はいくらでも考えられるのであり、「四十代」のような小さなた地積はいくらでも考えられるのであり、「四十代」のような小さながありえないと言うことはできない。実際、令前の地積表記を受け賜地が考えにくいというのならともかく、「四十代」のような小さなが、弘福寺領讃岐国山田郡田図には、「五十束代」や「十束代」といった小さな面積がみえている。また同図には、町段歩制に直すと端数が、弘福寺領讃岐国山田郡田図には、「五十束代」や「十東代」といった地積もみられるので、考察をめぐらし、結論としているのであり、「四十代」のような小さな地積表記が、一下では、この問題についても新出の真拓オリジナルを紹介された近江氏は、この問題についても新出の真拓オリジナルを紹介された近江氏は、この問題についても

して「四十代」説を退けることはできないと思う。うこともできない。近江氏のように代制の地積表記そのものを根拠に〇・八段という端数になることが「四十代」のリアリティを削ぐと言

のなかに含むことになるのに、形浦山のような小丘の名を墓碑に刻みのなかに含むことになるのに、形浦山のような小丘の名を墓碑に刻みしかし、形浦山に中心的な埋葬施設が築かれていて、周囲の山々はあしかし、形浦山に中心的な埋葬施設が築かれていて、周囲の山々はあくまでもその付属地だと認識されていたとすれば、「四千代」の墓域に高大な山を含みながら形浦山の名前が墓碑に刻まれるというのも何ら不思議なことではない。自然の立地環境に着目した『古京遺文注釈』の論拠も十分なものとは言えないだろう。

き出してくらべてみると、この八町という兆域の広大さは一層きわだら出してくらべてみると、この八町という兆域の広大さは一層きわだは別の論拠が必要になってくるわけであるが、ここでは直大貳クラスの官人に八町の兆域をもつ墓所が与えられることにしよう。『延喜諸陵を式』の記載によれば、陵墓の兆域には、天智天皇陵の「東西一町×南北一町五段=一町五段」程度の狭隘なものまでかなりのバラつきが認められるが、大体「二町×二町=四町」から「五町×五町三つきが認められるが、大体「二町×二町=四町」から「五町×五町三二五町」といったところが標準的な面積であり、八町の兆域が設定されば陵墓とくらべても何ら遜色のない広さであると言える。さらに、『延喜式』のなかから当碑が建てられた磯長谷にある陵墓ばかりを抜けった。のなかから当碑が建てられた磯長谷にある陵墓ばかりを抜けった。のなかから当碑が建てられた磯長谷にある陵墓ばかりを抜ける。のなかから当碑が建てられた磯長谷にある陵墓ばかりを抜ける。のなかから当碑が建てられた磯長谷にある陵墓ばかりを抜ける。のは、から、大体「二町×二町=四町」から「五町×五町という兆域の広大さは一層さわだり。

つように思われる。

推古天皇 磯長山田陵 東西二町×南北二町=四町用明天皇 河内磯長原陵 東西二町×南北三町=六町敏達天皇 河内磯長中尾陵 東西三町×南北三町=九町

聖徳太子 磯長墓 大坂磯長陵

東西三町×南北二町=六町東西五町×南北五町=二五町

ても、いささか現実味に欠けるように思われるのである。いう話は、七世紀中葉以前と七世紀末という時期的な違いをさし引いばが陵墓のそれに匹敵する広さであることは確かであろう。「王陵の域が陵墓のそれに匹敵する広さであることは確かであろう。「王陵の三町」とされているが、いずれにせよ、磯長谷における八町という兆三町」とされているが、いずれにせよ、磯長谷における八町という兆三町」とおいささか現実味に欠けるように思われるのである。

しかも、この磯長谷には陵墓のほかに律令官人たちの墓も営まれていた。それを具体的に示すのが高屋枚人墓誌と紀吉継墓誌である。前者は聖徳太子の磯長墓付近の丘陵から発見されたと伝えられ、後者は不いる。高屋枚人墓誌は宝亀七(七七六)年、紀吉継墓誌は延暦三れている。高屋枚人墓誌は宝亀七(七七六)年、紀吉継墓誌は延暦三行八四)年のもので塋域碑とは一世紀ちかくの開きがあるが、磯長谷が古くから律令官人の墓地密集地という性格をもっていたことはおそらく間違いないと思われる。こうした点からも、磯長谷において一官人の墓所が八町もの兆域を占めるというのは考えにくい。とくに紀吉継墓誌が出土した地点は、形浦山を中心にして八町の兆域をとれば言経墓誌が出土した地点は、形浦山を中心にして八町の兆域をとれば一世紀末まできちんと認知されていたとすると、紀吉継墓誌である。前世紀末まできちんと認知されていたとすると、紀吉継墓誌である。前世紀末まできちんと認知されていたとすると、紀吉継墓誌である。前世紀末まできちんと認知されていたとすると、紀吉継の墓所はまったせんが表した。

あったと考えられるのである。

本で、そこへの立ち入りを禁制するための墓碑で四十代の墓所を標示して、そこへの立ち入りを禁制するための墓碑でと考えた方がよいと思う。真拓の観察結果とあわせて、本稿では「四性格からすれば、竹良の墓所は「四千代」ではなく「四十代」であると考えられるのである。

一 采女氏塋域碑の史料的意義

十八(七九九)年三月丁巳条に、 年文氏塋域碑が以上のようなものだとすれば、それは七~八世紀の 年八(七九九)年三月丁巳条に、 長体的には、『日本後紀』延暦 に墓地が営まれるということだった。具体的には、『日本後紀』延暦 に墓地が営まれるということだった。具体的には、『日本後紀』延暦

山一。子孫相守、累世不益侵。 葛井、船、津三氏墓地、在三河内国丹比郡野中寺以南二。名曰三寺

未条の和気清麻呂薨伝には、れていたことがわかる。また、同じく『日本後紀』延暦十八年二月乙裔を名のる葛井氏・津氏とあわせた三氏の墓地が、寺山として確保さという記事があり、船氏の氏寺である野中寺近辺に、同じ王辰爾の後

郷'者。 高祖父佐浪良、曾祖父浪伎良、祖宿奈、父乎麻呂、墳墓在''本

と記されていて、備前国藤野郡の本拠地に和気氏代々の墳墓が営まれ

ていたことがわかる。

果女氏にもおそらくそのような本拠地の集合的な墓地があったと推 の本語のところに営まれたものだったと考えられるの本拠地があったと推 とは別のところに営まれたものだったと考えられるの本拠地が同り にはおそらく本拠地にある祖墓とならんで竹良の墓も記載されて神護寺に造られたこととパラレルな関係にあるだろう。朝廷に出仕 とは別のところに営まれたものだったと考えられるのである。それは とは別のところに営まれたものだったと考えられるのである。 を域碑が建て を対理した一人である。第近に出仕 した官人とその氏の本拠地との関係を考えるうえで、采女氏登域碑は した官人とその氏の本拠地との関係を考えるうえで、采女氏登域碑は した官人とその氏の本拠地との関係を考えるうえで、采女氏登域碑は した官人とその氏の本拠地との関係を考えるうえで、采女氏登域碑は した官人とその氏の本拠地との関係を考えるうえで、采女氏登域碑は した官人とその氏の本拠地との関係を考えるうえで、采女氏登域碑は

とのつながりにおいて考察されるとき、とりわけ重要な意味をもってとのつながりにおいて考察されるとき、とりわけ重要な意味をもって、一世紀以後の国家的土地政策をうした見方をさらに前進させ、持統三年の浄御原令の施行と、それにともなう班田収授の実施との関連で当碑の造立意図をとらえられたにともなう班田収授の実施との関連で当碑の造立意図をとらえられたにともなう班田収授の実施との関連で当碑の造立意図をとらえられたにともなう班田収授の実施との関連で当碑の造立意図をとらえられた。飛りは、同碑は土地制度とのかかわりにおいても言及されることの多また、同碑は土地制度とのかかわりにおいても言及されることの多また、同碑は土地制度とのかかわりにおいても言及されることの多また、同碑は土地制度とのかかわりにおいても言及されることの多また、同碑は土地制度とのかかわりにおいても言及されることの多また、同碑は土地制度とのかかわりにおいても言及されることの多また、同碑は土地制度とのかかわりにおいても言及されることの多また。

という点で、当碑の内容に直接かかわってくる政策である。くる。なかでも山林原野の公私共利政策は、墓地の林に関係している

野における公私共利原則の遵守を命じたあと、慶雲三(七〇六)年三月十四日詔(『類聚三代格』巻十六)は、山

但氏々祖墓及百姓宅辺、栽_樹為_林、并周二三十許歩、不_在.

禁限」。

田部氏の氏寺である額田寺の「寺岡」は、「額田部宿祢先祖」と注記や宗岳氏(石川氏)にもみられる。額田寺伽藍並条里図によれば、額に船・葛井・津三氏の墓地が、低きに付属する「寺山」というかたちに船・葛井・津三氏の墓地が、氏寺に付属する「寺山」というかたちに船・葛井・津三氏の墓地が、氏寺に付属する「寺山」というかたちに船・葛井・津三氏の墓地が、氏寺に付属する「寺山」というかたちに船・葛井・津三氏の墓地が、低たような山野の囲いこみは額田部氏の氏寺である額田寺の「寺岡」は、「額田部宿祢先祖」と注記を流見が記述している。

七〇年)。これらの「寺岡」や「寺山」の所有は、氏寺の所領に転化 富田林市竜泉出土の蔵骨器について」、『考古学雑誌』五五―二、一九 岳氏の墓山として機能していたことをうかがわせる(中村浩「大阪府 七(八八三)年の河内国観心寺縁起資財帳(『同』一七四号)などに 年の河内国龍泉寺氏人等請文案(『平安遺文』補二五七号)や、元慶 ちで、一九町以上にわたって広がっていた。また、寛平六(八九四) たちでは、そのような山野の所有を認めないのが公私共利政策の原則 しているからこそ認められたのであり、おそらくただの氏産というか 〇町の山を寺辺にもっていたが、その山にあたる現在の富田林市嶽山 よれば、宗岳氏の氏寺である龍泉寺は、「龍泉寺山」と呼ばれる三○ された「船墓」(=氏々祖墓)を含むいくつかの墳墓を包みこむかた (タケヤマ)からは古代の骨蔵器が発見されており、「龍泉寺山」が宗

連でとらえなおすとき、また新たな史料的意義を生み出すだろう。 チばかりの小さな墓碑にすぎない。しかし、そこには墓制や氏族制や れる墓所に建てられた采女氏塋域碑も、このような国家の指向との関 土地制度にかかわる、大きな史料的可能性が秘められていると考えら 采女氏塋域碑は、わずか五○字の碑文が刻まれた、ほんの五○セン

氏の勢力を削ごうとしたのである。采女氏の「祖墓」のひとつと思わ

を保護して諸氏の権威を守りながら、一方で氏産の山野を収公して諸

諸氏の権威とじかに結びついていた。律令国家は、そのような「祖墓」 除こったことからもわかるように、「氏々祖墓」は本拠地における う状態だった和気氏代々の墳墓が、「清麻呂被ュ窻之日、為Ⅲ人所Ⅱ伐

れるのである。

お わ りに

気がする。 をあつかったことで、あらためて拓本のありがたさを思い知らされた ている金石文の拓本を整理しているが、今回現物のない采女氏塋域碑 てみた。東京大学日本史学研究室では、昨年度から研究室に所蔵され 検討するとともに、その史料的意義についても簡単な考察をめぐらし 本稿では、近年の真拓の出現に刺激されて采女氏塋域碑の碑文を再

参考文献

(江戸時代のもの)

だったと思われる。律令国家は貴族・豪族の氏産としての山野をでき

化して氏産を維持しようとしたと言えるだろう。「拱樹成^林」とい るだけ収公しようとし、逆に貴族・豪族はその山野を氏寺の所領に転

秋里籬島『河内名所図会』(東京大学総合図書館所蔵本)

狩谷棭斎『古京遺文』 (勉誠社文庫)

藤貞幹『好古小録』(『日本随筆大成』一期二二)

松崎慊堂『大和訪古誌』(『芸苑叢書』二期) 『六種図考』(東京大学総合図書館所蔵本)

山元隱倫『尚古年表』(『芸苑叢書』二期)

(明治時代以降のもの)

近江昌司「采女氏塋域碑について」(『日本歴史』四三一、 一九八四年)

飛鳥資料館編『日本古代の墓誌』(同朋舎、一九七九年)

大阪府史 第二巻・古代編Ⅱ』(大阪府、一九九○年)

岡崎敬「日本の古代金石文」(『古代の日本 第九巻・研究資料』、角川書店

一九七一年)

岡田清子「喪葬制と仏教の影響」(『日本の考古学 V・古墳時代 (下)』、

河出書房新社、一九六六年)

七八年) 七八年) で、一次では、「一次では、「一次では、「一次では、「一次では、「一次では、「一次では、「一次では、「一方」では、「一方」では、「一方」では、「一方」では、「一方」では、「一方」では、

二年)

北康宏「律令国家陵墓制度の基礎的研究」(『史林』七九―四、一九九六年)

齋藤忠編著『古代朝鮮・日本金石文資料集成』(吉川弘文館、一九八三年)行雲龍『日本金石志』(『遊暦日本図経』二三)

上代文献を読む会『古京遺文注釈』(桜楓社、一九八九年)

福山敏男「古碑」(『新版考古学講座竹内理三『寧楽遺文』下巻』

『書道全集』九(平凡社、一九三〇年)

版、一九七〇年)福山敏男「古碑」(『新版考古学講座 第七巻・有史文化(下)』、雄山閣出

可は清明、一もほど氏)、「日本考古学講座「第六巻・歴史時代・古代』、藤澤一夫「墳墓と墓誌」(『日本考古学講座「第六巻・歴史時代・古代』、

『藤江家旧蔵小杉文庫名品抄』(静岡県立美術館、一九八八年)

森浩一「古墳時代後期以降の埋葬地と葬地」(森編『論集終末期古墳』、塙河出書房、一九五六年)

藪田嘉一郎『日本上代金石叢考』(河原書店、一九四九年)書房、一九七三年)